

## 川崎市消費者行政推進委員会の市民委員を募集します！ — 任期は令和9年度・10年度（2年間） —

川崎市では、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、地方自治法上の市長の附属機関として設置する川崎市消費者行政推進委員会について、現委員の任期満了に伴い、次期(第27期)の市民委員を募集します。

この委員会では、消費者行政推進計画の策定、商品やサービスの提供における安全の確保・表示・包装・アフターサービス等の基準の設定など、消費生活全般にわたる施策について、御意見を聴取することにより、消費者行政の推進に取り組んでいます。

学識経験者・消費者代表・事業者代表の委員で構成されており、市民委員は消費者代表として活動していただきます。

- 1. 募集人数** 2名
- 2. 任期** 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで（2年間）
- 3. 応募資格** 令和9年4月1日時点で、1年以上市内在住かつ満18歳以上の方  
(本市の附属機関等の委員、本市職員は除く)
- 4. 職務内容** 原則、年3回開催の委員会に出席し、御意見を述べていただきます。出席された場合は、日額12,500円（源泉徴収税額・交通費を含む）をお支払いします。
- 5. 応募期間** 令和8年5月26日（火）から7月10日（金）まで
- 6. 応募方法** 「申込書」及び「小論文用紙」に必要事項を御記入の上、持参（平日8:30～17:00）、郵送（当日消印有効）または応募フォーム（Logoフォーム）のいずれかにより御応募ください。  
なお、提出された「申込書」と「小論文用紙」は返却しません。  
【市ホームページ URL】  
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000187373.html>  
【郵送先】 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 5階  
川崎市消費者行政センター企画係（委員公募担当）  
【Logoフォーム】 <https://logoform.jp/form/FUQz/1575328>
- 7. 選考方法** 書類選考及び面接を行い決定します。選考結果は、申込者全員に御連絡します。



問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター のま  
電話 044-200-2261（内線 54800）